

# 阿蘇市子育て支援給付金のご案内

阿蘇市では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、市独自で給付金を支給します。

## 1. 対象者（以下、両方の要件を満たす必要があります）

○平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童を養育する者

○令和3年12月1日から令和4年3月31日までに、児童を養育する者（生計中心者※）が阿蘇市に住民票を有していること

※生計中心者…原則として、恒常的に養育者のどちらか所得の高い者を指します。児童手当制度に準じて判断します。

### ● 給付額

児童1人につき1万3千円

## 2. 手続きについて

### 【申請が不要な方】

- ・阿蘇市から国の給付金を受け取った方
- ・阿蘇市で児童手当特例給付を受給している方

※国の給付金と合わせて、児童手当受給口座へ振込みます。

※令和3年10月1日以降出生の新生児分は、申請が必要です。

### 【申請が必要な方】

- ・阿蘇市で児童手当を受給していない方等（養育児童が高校生のみの方等・転入者・公務員・新生児等）
- ・阿蘇市に住民票を有しない児童を養育している方

### 【その他手続きが必要な場合】

- 受給を拒否される場合
- 児童手当の支給口座に変更がある場合 など

### お問い合わせ先

阿蘇市 福祉課 子育て支援係

〒869-2695 阿蘇市一の宮町宮地504番地1

電話：0967-22-3167

FAX：0967-35-4114